

○ 国家公安委員会
金融 融 庁 告示第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、
経済産業省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、令

第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、平成二十年国家公安委員会告示第一号（犯罪による収益の移転
防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件）の一部を次のよう
に改正する。

平成二十八年八月一日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

金融庁長官 森 信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線
で囲んだ部分のように改める。

改正後

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。

アイスランド

アイルランド

アメリカ合衆国

アルゼンチン

イタリア

インド

英国

オーストラリア

オーストリア

オランダ

カナダ

ギリシャ

シンガポール

スイス

スウェーデン

スペイン

改正前

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。

アイスランド

アイルランド

アメリカ合衆国

アルゼンチン

イタリア

英国

オーストラリア

オーストリア

オランダ

カナダ

ギリシャ

シンガポール

スイス

スウェーデン

スペイン

タイ
大韓民国
台湾
中華人民共和国
デンマーク
ドイツ
トルコ
ニュージーランド
ノルウェー
フィンランド
ブラジル
フランス
ベルギー
ポルトガル
香港
マカオ
マレーシア
南アフリカ共和国
メキシコ
ルクセンブルク
ロシア

タイ
大韓民国
台湾
中華人民共和国
デンマーク
ドイツ
トルコ
ニュージーランド
ノルウェー
フィンランド
ブラジル
フランス
ベルギー
ポルトガル
香港
マカオ
マレーシア
南アフリカ共和国
メキシコ
ルクセンブルク
ロシア

附 則

この告示は、平成二十八年八月八日から適用する。